

九

裁可
工部省
工部省

農林部 第三二二號

案 起

大正十年十月十九日

決定 裁可

年 年

月 月

日 日

行 施

年

月

日

内閣總理大臣

内閣書記官長



内閣書記官

新印



産業技師原田隆一外三十二名叙位ノ件

内閣

裏面白紙

173

叙從六位

大正五年十月二十日
正七 位

六年

大正十年二月六日
陸軍高等官第六等補給

陸軍少将 佐佐木 原田隆一

右文武官叙位進階内則第六條ニ依リ謹テ奏ス

大正十一年十月十九日

農商務大臣 荒井 寛太郎



農 商 務 省

荻野廣

內務省

裏面白紙

内務省

第九二五號

別紙 麻生亮 藏外三十名叙位ノ件
上奏書進達ス

大正十一年十月十六日

内務大臣 水野錬太郎

内閣總理大臣男爵加藤友三郎殿

閣府第五九八號

産業技師原田隆一叙任ノ件列紙上奏
書進達ス

大正十一年十月十九日

農商務大臣荒井賢太郎



内閣總理大臣加藤友三郎殿

農商務省